

Relationship

JTSU-E Shinagawa Mail News

JTSU-E 品川支部
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-SHINAGAWA

2020.5.25
NO.072

東京地本
申9号

大崎運輸区で発生している
「労働基準法第40条の悪用によって社員の生活設計を否定する事態」
の是正を求める緊急申し入れを行う！

現在、コロナ禍において感染に対する不安と、ソーシャルワーカーとして社会インフラの責務を全うすべく現場が奮闘している中、大崎運輸区では5月の勤務発表時に、複数人の勤務で予定されていた特休日・公休日社員本人の承認と事前通告もなく、会社により一方的に変更される事象（最多の組合員で5日分）が発生しています。該当するのは、2020年5月に予備交番として指定されている社員です。乗務員の予備交番では突発休みによる対応など急遽の勤務変更が多く発生し、ただでさえ勤務が流動的となり生活設計が立て難いだけでなく、ワーク・ライフバランスが成立しません。

大崎運輸区での指摘に対して現場長などは「40条予備だから問題ない」「予定があるなら明示の所も年休を申し込めばいい」などと繰り返し発言をしました。

そして挙句の果てには「時季変更を減らして欲しいって求めたのでしょ？」「会社からの労働者代表への説明会で言っていないだけでも労働基準法上問題ない」「今までもやっていたので問題ない」「労働者代表が対策を考えて欲しいと言っていたから対策をした」と発言しています。会社は時季変更権を乱用し、私たち労働者の年休取得に関する権利を阻害しながらも、あたかも「対策を求めた労働者代表が悪い」と労働者代表に責任をすり付ける姿勢を見せています。

勤務形態が不規則な乗務員の特性・苦労を無視して社員の生活設計を否定し、理不尽に規則等を悪用する経営姿勢は職場での信頼に基づく一体感を崩壊させる行為です。労働基準法や就業規則等の趣旨を都合よく解釈し勤務を作成したことで、自らの姿勢を省みることなく居直り「何も問題がない」と一方的に主張する大崎運輸区の現場長等は言語道断です。

このことから、東京地本は重大な事態であると認識し、5月25日に以下の通り申し入れました。

1. 大崎運輸区における5月の勤務で休日を変更した事実と経緯について明らかにすること。また、東京支社の認識について明らかにすること。
2. 一旦明示した休日の指定について、勤務指定日に変更をしないこと。また、やむを得ず変更する場合は本人への承認を得て16項目に限定すること。
3. 5月に大崎運輸区で実害が生じた当該社員に対して謝罪を行い、休日を予定していた日の労働については割増賃金として清算すること。
4. 労働基準法や就業規則及び乗務員勤務制度の趣旨に則ることと、働き方改革の目的も踏まえて、勤務の扱いについては最大限配慮を行うこと。

私たち労働者の権利や生活設計を阻害することはあってはならない！
安心して働くために真摯にこの問題に向き合い議論することを会社に強く求めます！